

<学校確認欄>

校長	副校長	教務	保健	担任

※その後保管は教務（原本）・保健（コピー）

保護者の皆様へ

出席停止証明書提出のお願い

学校保健安全法の規定により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）

インフルエンザ等の感染症（裏面参照）の可能性があって欠席させる場合には、授業開始時間前に担任または学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかにご連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させる恐れがなくなった生徒を再登校させる際には診断後、下記の出席停止証明書に記入し、担任に提出してください。ご協力お願いいたします。

*病気の状況により医師の診断書を提出していただく場合があります。

<発症から再登校までの流れ>

1.発症（腹痛や吐き気などの症状）⇒2.担任または学校に欠席連絡⇒2.医師による診察
⇒3.症状回復⇒4.医師の診察または指示（再登校日の確認）⇒5.担任に出席停止証明書提出・登校

出席停止証明書

東京都立新島高等学校長 殿

_____年 生徒氏名_____

下記の疾患について、_____月_____日に医師の診断を受けたのでご連絡いたします。

診断された病名 _____

出席停止期間 _____月_____日 ～ _____月_____日

受診した医療機関名 _____

提出日：令和_____年_____月_____日

保護者氏名_____ 印

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則第 18 条・19 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ等、新型コロナウイルス感染症 ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウィルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清型は現時点で H5N1 及び H7N9	治癒するまで
第二種 感染症 ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めた場合には、この限りではない	インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	感染性胃腸炎(ノロウイルス等)、ウィルス性肝炎、手足口病、溶連菌感染症、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）